

令和6年三重県議会定例会
防災県土整備企業常任委員会
説明資料

◎議案補充説明

- (1) 議案第37号「三重県建築基準条例の一部を改正する条例案」 … 1
(2) 議案第38号「三重県営住宅条例の一部を改正する条例案」 … 2
(3) 議案第60号「花とみどりの三重づくり基本計画の策定について」 … 3

◎所管事項

- (1) 第三次三重県建設産業活性化プランについて …12
(2) 三重県建設産業活性化プラン2024（案）について …18
(3) 低入札調査基準価格及び最低制限価格の算定式の改正について …32
(4) 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策
5年後の達成目標について …別冊
(5) 令和6年能登半島地震 支援状況について …35
(6) 津駅周辺道路空間の検討状況について …42
(7) 審議会等の審議状況について …46

《別冊》

- ・ 別冊1 花とみどりの三重づくり基本計画
- ・ 別冊2 三重県建設産業活性化プラン2024（案）
- ・ 別冊3 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策 5年後の達成目標 Ver. 4
- ・ 別冊4 防災・減災、国土強靱化対策 整備事例 その2

令和6年3月11日

県 土 整 備 部

◎議案補充説明

(1) 議案第37号

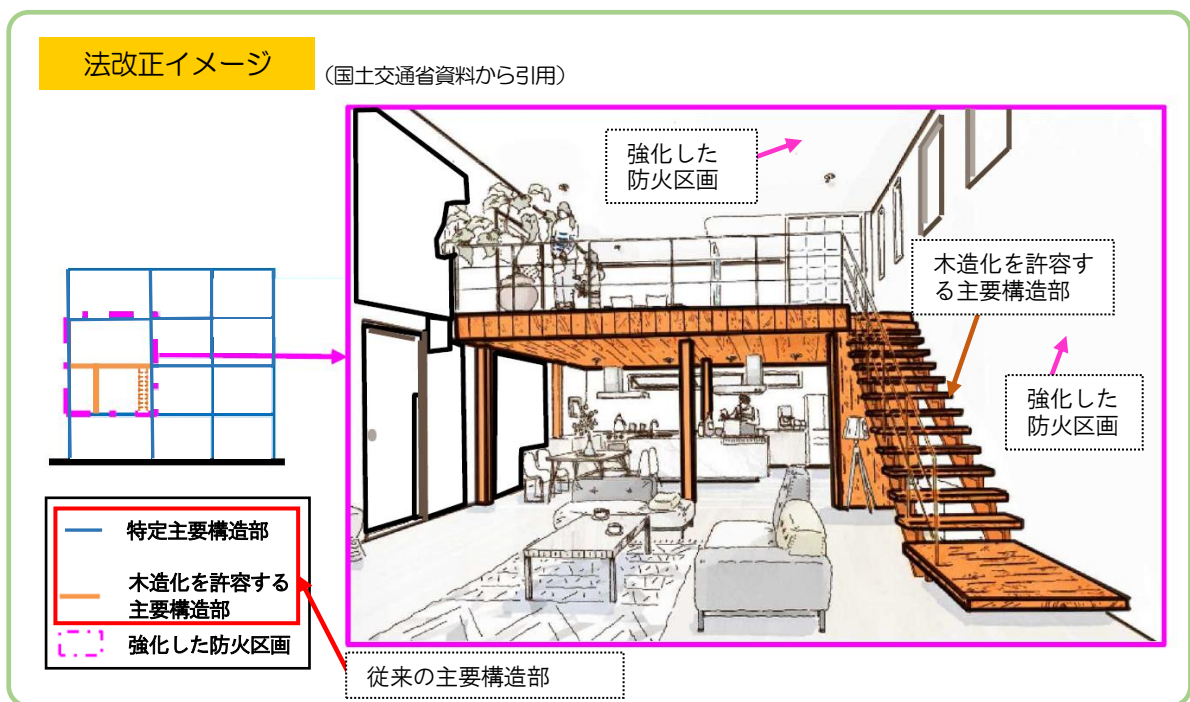
「三重県建築基準条例の一部を改正する条例案」

1 改正理由

建築基準法の一部改正（令和4年6月17日公布）に鑑み、建築物の耐火性能に関する基準についての規定を整備するものです。

2 改正内容

耐火建築物は主要構造部（建築物の防火上主要な柱・床等の部分）に一定の耐火性能が必要となりますが、法改正により、一定水準以上に強化した防火区画を行うことでその区画内の主要構造部は木造とすることが可能となり、木造化を許容する主要構造部以外の主要構造部は特定主要構造部と改められたため、本条例も法改正にあわせて改正を行います。



3 条例の施行期日

令和6年4月1日

(2)議案第38号

「三重県営住宅条例の一部を改正する条例案」

改正内容

これまで、**原則、同居親族が必要**であった入居資格を、**若年単身世帯**にも拡大します

＜現行の入居要件＞

- ・現に同居し、又は同居しようとする親族がいること
ただし、60歳以上の者、障がい者、生活保護受給者等は単身入居が可能

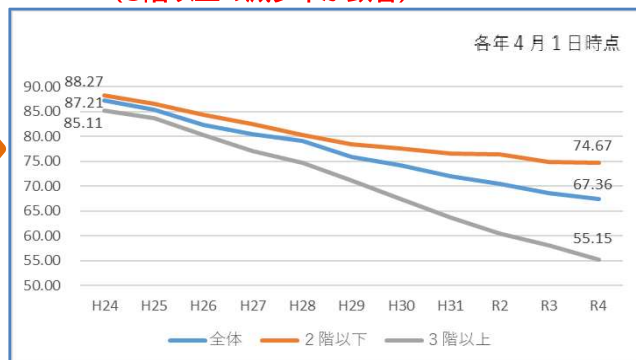
改正に至る背景

単身者に関する 公営住宅法の制定・改正の経緯

昭和26年法制定 親族との同居を要するとの要件を規定
昭和55年法改正 高齢単身者(50歳以上)の入居を認める
平成17年法改正 高齢単身者の年齢変更
(50歳以上 → 60歳以上)
平成23年法改正 親族との同居を要するとの要件を削除

県営住宅の入居率の推移

県営住宅の入居率は減少傾向
(3階以上の減少率が顕著)



高齢化の進展とともに上層階の空き部屋が増加

若年単身世帯の状況

若年単身世帯(60歳未満)が増加傾向

| | H24 (2012) | R4 (2022) | 増減率 2022/2012 |
|---------|---------------|--------------|------------------|
| 若年単身世帯数 | 8,212,100 | 9,404,100 | 14.5%増 |

総務省「就業構造基本調査」

若年単身世帯のうち一定数が県営住宅入居
の収入基準(約年収300万円)以下の収入

| | R4 (2022) | 300万円未満 世帯比率(R4) |
|--------------------------|-----------|---------------------|
| 若年単身世帯のうち世帯所得300万円未満の世帯数 | 3,404,400 | 36.2% |

総務省「就業構造基本調査」

※県営住宅の収入基準は月額15.8万円以下で、給与所得者の年収で換算した場合は、2,967,999円以下

改正理由

入居率が減少している傾向及び近年の若年単身世帯が増加している傾向を踏まえ、**住宅に困窮する若年単身の**低額所得者にも的確に**県営住宅を供給するため**

改正による効果

○住宅セーフティネットとしての役割強化

住宅に困窮する単身世帯に県営住宅を供給することで、県営住宅の**住宅セーフティネット**としての役割を強化

(3)議案第60号

「花とみどりの三重づくり基本計画の策定について」

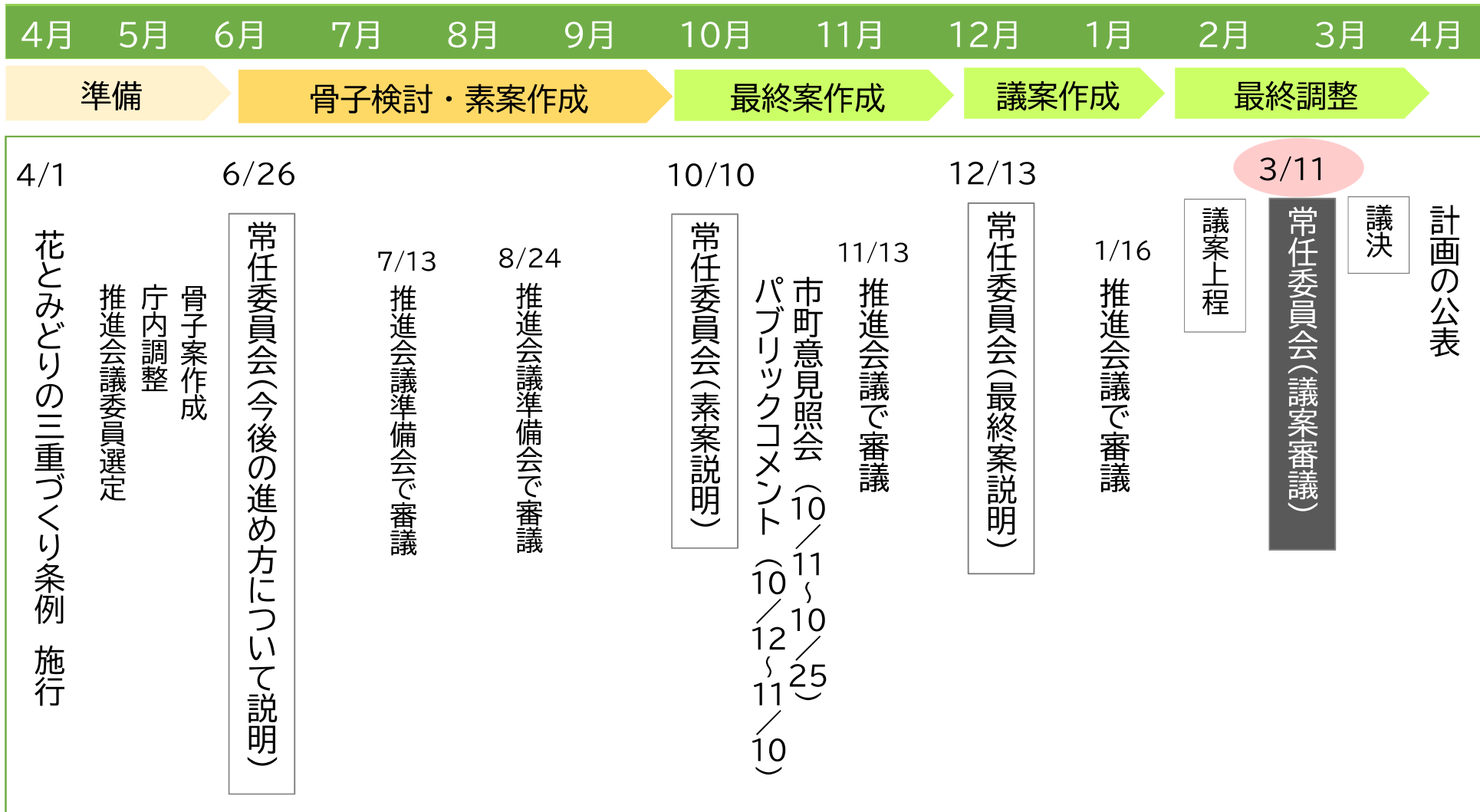


目次

1. これまでの経過と今後のスケジュール
2. 常任委員会（12月13日）意見への対応
3. 推進会議における意見への対応
4. 花とみどりの三重づくり基本計画
 - （1）基本的な方針
 - （2）10の基本的施策
 - （3）目標・推進体制



1. これまでの経過と今後のスケジュール





2. 常任委員会（12月13日）意見への対応

意見

別冊 P11

- ③の本文に、「20代から40代の購入金額が低くなっています。」とあるが、グラフの「29歳以下」の項目には、10代も含まれるのではないか。

別冊 P30

- 取組4の本文に、「まちの中心である駅前空間」との表現があるが、駅がまちの中心ではない場合もあるので、修正してはどうか。

別冊 P44,55

- 市町は緑化推進の専門家のアドバイスを求めていると考えられるため、今後、市町へのアドバイザーの派遣などを検討してはどうか。

対応

グラフの「29歳以下」には、10代も含まれています。

そのため、本文を表現を「40代以下の購入金額が低くなっています。」と改めました。

駅前空間が、必ずしも町の中心であるに限らないため、まちを訪れた人々を出迎える玄関口として捉え、本文の表現を「まちの玄関口である駅前空間」と改めました。

本計画では、樹木医の活用の推進や、街路樹剪定士の活用を検討します。

市町へはこれら専門家の関係団体を紹介するとともに、その取組内容を周知します。

3. 推進会議における意見への対応

意見

別冊 P38,39

- 「基本的施策3」は、「社会福祉施設等における花とみどりの活用の促進」のため、「社会福祉施設」が主となる視点での記載に変更してはどうか。

別冊 P76,77

- 本計画をもとに、さらに詳細な計画を作って取組を実施し進捗管理してはどうか。

1月16日開催の「第2回 花とみどりの三重づくり推進会議」にて、計画案について、ご了承いただきました。

対応

社会福祉施設等が主たる視点であることがわかるよう取組名と文章表現を修正しました。

本計画が、条例に基づき具体的な取組内容を記載した計画となります。

取組の進捗状況については、毎年度開催する推進会議にて審議いただく予定ですので、その結果を踏まえて、取組を改善するとともに、継続して検討することを、第5章の計画の進捗管理の内容へ追記しています。





4. 基本計画（1）基本的な方針

R6-R9
基本方針

花とみどりあふれる未来に向けた土台づくり

～多くの県民が花とみどりが活用された
まちづくりを実感するために～

気運醸成に
取り組む4年間

R6

R9

4年ごとに見直し

めざす姿の実現

花とみどりで優しさあふれる
健やかなふるさと三重

将来計画

次期計画

本計画

土台づくり

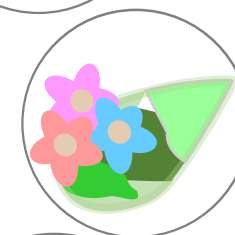
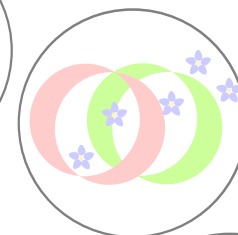
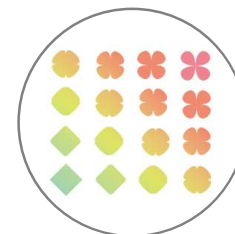
～種を植える～

施策の展開

～苗を育てる～

めざす姿の実現

～花を咲かせる～





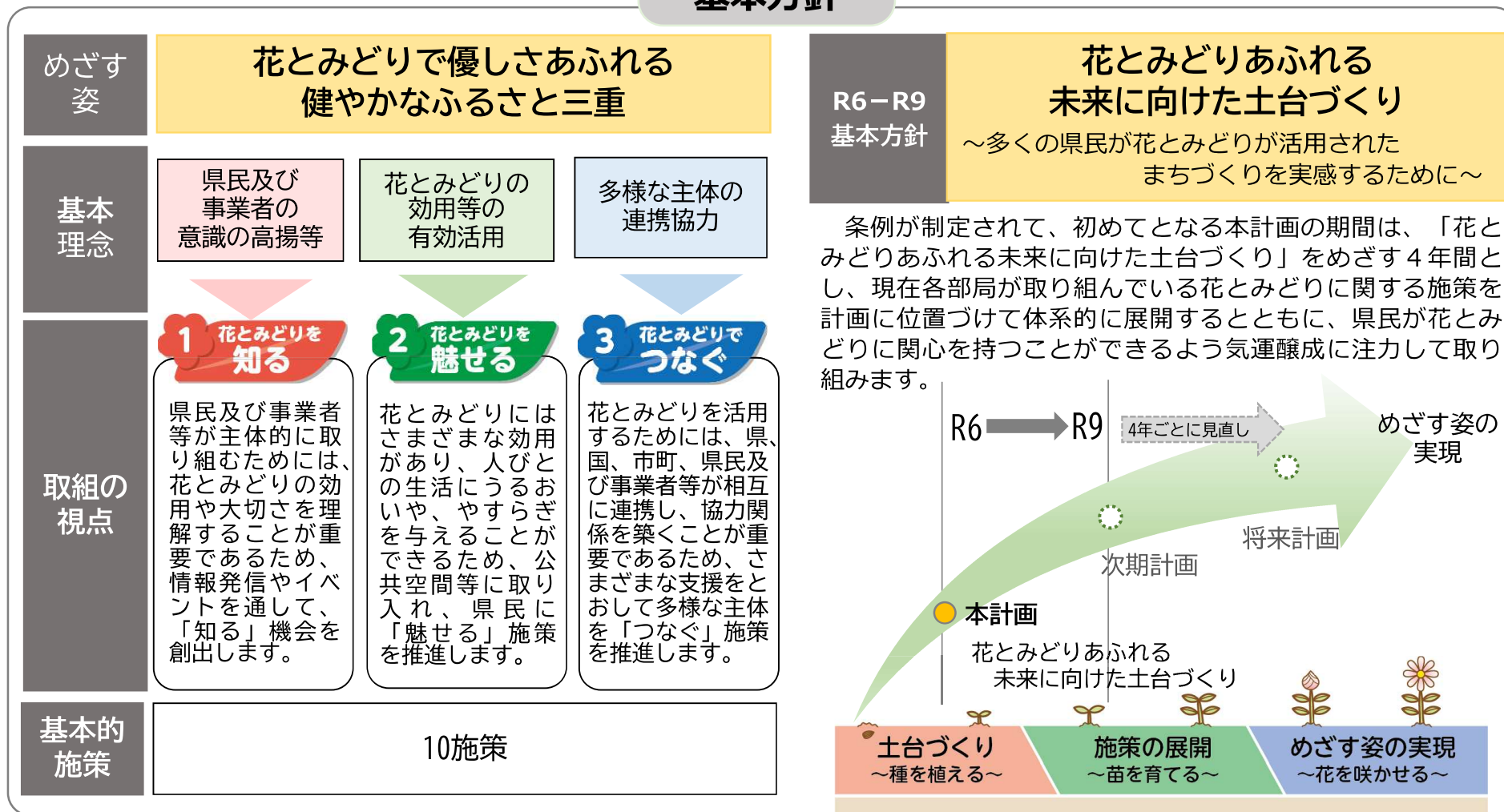
4. 基本計画（1）基本的な方針

12月13日以降修正なし

花とみどりの三重づくり基本計画とは、「花とみどりの三重づくり条例」に基づき、花とみどりの活用推進に関する施策を総合的かつ計画的に進めるための基本的な計画です。

計画期間は、令和6（2024）年度から令和9（2027）年度までの4年間です。

基本方針



4. 基本計画（2）10の基本的施策

12月13日以降修正なし

三重県
Mie Prefecture

施策1 県有施設等における花とみどりの活用

魅せる つなぐ

- ✓ 県庁舎等における適切な維持管理や、出入り口付近への花壇の設置等
- ✓ 都市公園等の緑化推進／美化ボランティア活動への助成／公共空間の緑化推進

施策2 街路樹等の機能の発揮

魅せる つなぐ

- ✓ 県管理道路の街路樹の維持管理
- ✓ 「みえ花と絆のプロジェクト」等の協働による道路空間の管理

施策3 社会福祉施設等における花とみどりの活用の促進

知る つなぐ

- ✓ 農業学科等を設置する県立高等学校における園芸福祉活動の実践
- ✓ 社会福祉施設等への花やみどりを活用した事例の情報提供

施策4 花とみどりの文化の振興

知る 魅せる

- ✓ 県営都市公園における花苗ポットや花の種の配布、草木の観察会を実施
- ✓ 花とみどりに関する知識普及のためのイベント等の開催

施策5 花とみどりの教育等の推進

知る つなぐ

- ✓ 子どもたちの花きに関する関心を高める花育の取組

施策6 花とみどりの名所づくりの推進

知る 魅せる

- ✓ 県営北勢中央公園での桜の名所づくり、森林公園等を活用した森林教育等の取組
- ✓ SNS・ホームページによるPRや、季刊誌「観光三重」のホームページでの情報発信

施策7 人材育成等

知る

- ✓ 花き生産者、新規就農者向けの支援
- ✓ 街路樹剪定士の資格活用についての検討
- ✓ 栽培や物流に関する実験、生産技術向上の取組

施策8 情報収集等

知る

- ✓ 花き産業振興を目的としたイベントへの支援、生産性や品質向上を図るための技術導入への支援
- ✓ ホームページ「花とみどりの情報」での情報発信

施策9 県民及び事業者の理解の増進等

知る

- ✓ 「花とみどりの日（4/18）」、「街路樹の日（11/11）」にあわせた理解促進と気運醸成のための花とみどりに親しむ機会づくり
- ✓ 花とみどりの活用につなげるためのSNSを活用した情報発信

施策10 顕彰

知る つなぐ

- ✓ 花とみどりに関する表彰・コンクールの開催

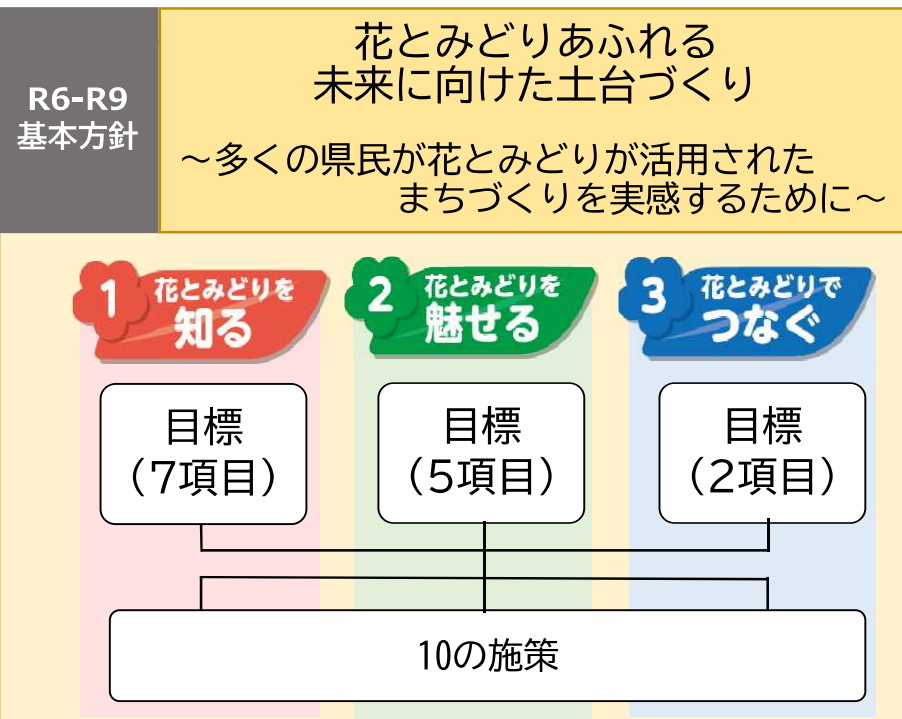
4. 基本計画（3）目標・推進体制

12月13日以降修正なし

目標の設定

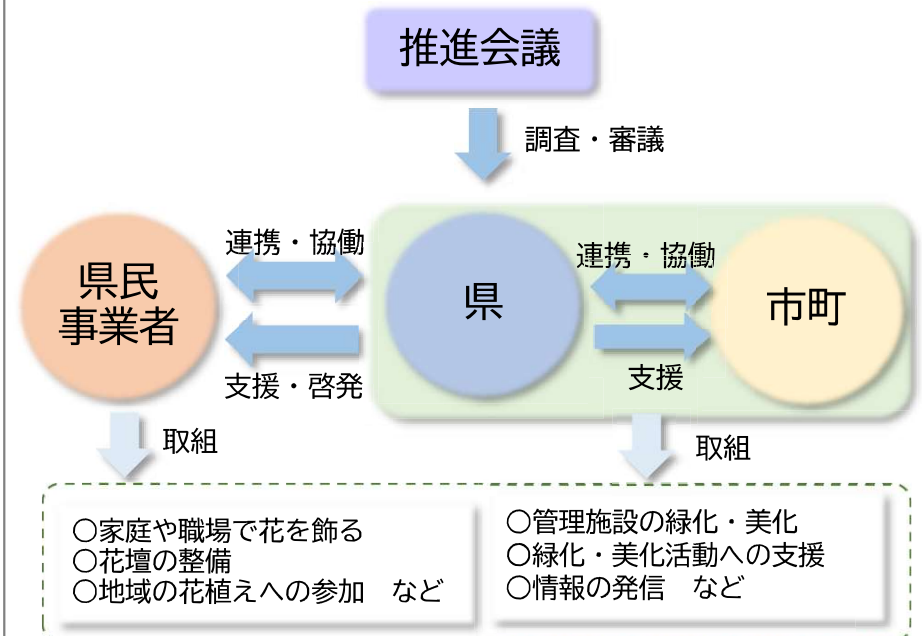
基本方針に基づき、条例でめざす姿が実現された状態を見据えつつ、取組の視点ごとに目標を設定します。

目標は、各施策の具体的な取組から、重要と考える項目を抽出しています。



推進体制

本県における花とみどりの活用の推進を図るためには、県が牽引役となり、市町、県民及び事業者等が、それぞれの役割に応じて、主体的かつ積極的に取組を進めるとともに、連携・協働のもと、花とみどりに関するさまざまな活動に取り組むことが必要です。





◎所管事項

(1) 第三次三重県建設産業活性化プラン



第三次三重県建設産業活性化プラン(R2～R5)

担い手の確保や働き方改革による労働環境の改善等、「地域の守り手」としての建設企業の存続に向けた取組

建設業の現状として、県内建設業の就業者数の減少、就業者の高齢化が進行する中、それを補うべき若年入職者の数が不十分となっている状況から担い手の確保や技術の継承が必要となりました。

また、令和元年に新・担い手3法として「品確法」が改正され、働き方改革促進による建設業の長時間労働の是正等や生産性向上への取組が新たな課題となり、発注者の責務として、休日や準備期間などを考慮した工期設定や債務負担行為、繰越明許費を活用した施工時期の平準化、情報通信技術の活用等による生産性向上などが明記されました。

これらを踏まえ、このプランでは、建設業が担い手を確保し、社会資本の整備・維持修繕や災害対応などの「地域の守り手」としての役割を今後も果たすために、従来のプランに「働き方改革」の視点を加え、以下の5つの方針に基づき、目標と施策を設定し、取組を実施しました。

将来ビジョン:技術力を持ち地域に貢献できる建設業

～確かな技術で地域に必要とされ未来に存続する～

取組方針1 担い手確保や労働環境の改善

| 取組目標 | 取組施策 | |
|------------------|---------------------|-------------------|
| 週休二日制工事(4週8休)達成率 | ① 若手入職者確保・育成(定着)の支援 | ② 長時間労働の是正と労働環境改善 |

取組方針2 生産性向上

| 取組目標 | 取組施策 | |
|-----------|----------|-------------------|
| 公共事業の平準化率 | ① 生産性の向上 | ② 建設現場での情報通信技術の活用 |

取組方針3 技術の継承や新技術の活用

| 取組目標 | 取組施策 | |
|-----------|---------------|-------------------|
| 若手技術者の登用率 | ① 若手技術者の登用の促進 | ② 新技術(情報通信技術等)の活用 |

取組方針4 地域維持や災害対応への体制強化

| 取組目標 | 取組施策 | |
|----------------|--------------|--------------|
| 地域維持型共同企業体の施工率 | ① 地域維持への体制強化 | ② 災害対応への体制強化 |

取組方針5 適正な利潤の確保や安定経営

| 取組目標 | 取組施策 | | |
|----------|------------|---------------|-----------|
| 売上高経常利益率 | ① 適正な利潤の確保 | ② 計画的な入札参加の促進 | ③ 受注機会の確保 |



1) 担い手の確保や労働環境の改善

建設企業と教育機関との連携の支援し、若手入職者の確保に向け、出前授業や現場見学会等を開催するなど魅力を発信する機会を創出できました。

また、担い手確保には、労働環境の改善が必須であることから、週休2日(4週8休)制工事を段階的に拡大し、令和4年度においては、77%が4週8休を達成し労働環境の改善が図りました。

学校訪問等による教育機関と建設企業との連携支援により魅力発信機会を創出



出前授業



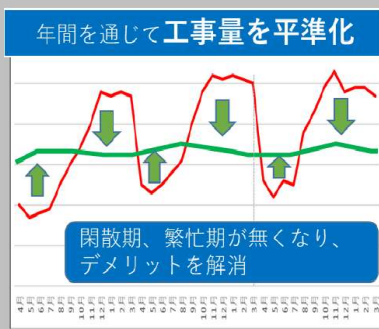
現場見学会



2) 生産性の向上

債務設定の活用や平準化マネジメントツールの活用、余裕期間設定工事などにより公共工事の平準化に取り組みました。その結果、公共工事の平準化率は計画時点より改善しました。

工事の生産性を高めるため、ICT活用工事の活用を推進しました。適用工種の拡大、普及啓発により、取組が進みました。



ICT活用に向けた適用工種の拡大

活用実績 R2 161件 → R4 240件

- ・土工(1,000m³未満)
- ・小規模土工
- ・構造物工(橋脚・橋台)

- ・擁壁工
- ・基礎工
- ・海上地盤改良工(床掘工・置換工)

土工、舗装工、法面工、舗装工(修繕工)、浚渫工(港湾)など11工種

令和3年度

令和4年度

令和5年度



ICT建設機械



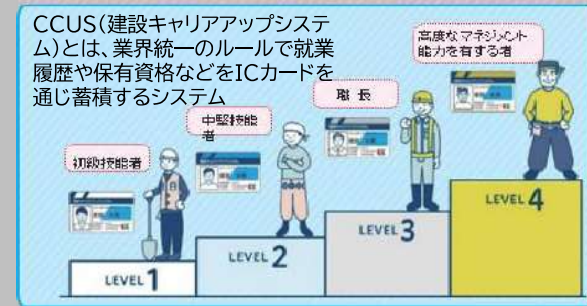
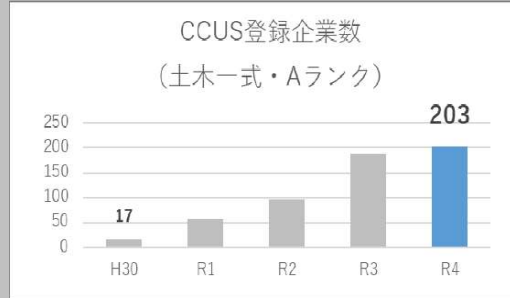
モニター(操縦席)



3) 技術の継承や新技術の活用

若手技術者への技術の継承に向け、総合評価における若手技術者の評価や工事成績の加点などの取組により若手技術者の登用を促進しましたが、進みませんでした。

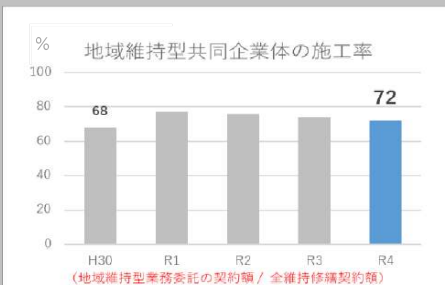
また、CCUSについては、**CCUS活用モデル工事の拡大**などにより、元請事業者の登録が進みました。



4) 地域維持や災害対応への体制強化

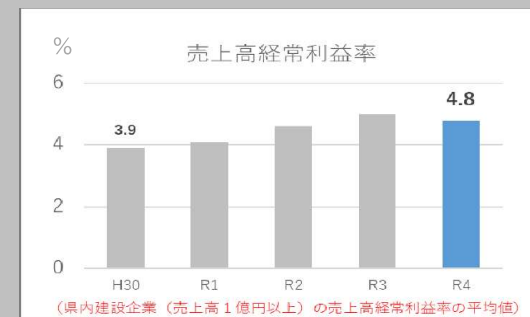
地域維持型建設共同企業体による道路除草の実施や、地域維持型業務委託制度の改善により組織的な地域維持の体制の強化に取り組みました。その結果、地域維持型建設共同企業体の施工率は、一定の水準を確保することができました。

また、**企業BCPの策定促進や災害対応実働訓練による災害対応への体制強化**に取り組みました。



5) 適正な利潤の確保や安定経営

適正な利潤を確保する取組として、受注機会を確保し、労務費・資材単価の上昇を設計単価へ適切に反映するとともに、最低制限価格の見直しを行ったことなどにより、**売上高経常利益率は上昇傾向となりました。**





第三次三重県建設産業活性化プランの成果と課題

1) 担い手確保や労働環境改善

教育機関と建設企業の連携支援による建設業の魅力発信や週休2日制の浸透など、一定の成果が見られるものの、依然として建設就業者数は減少傾向にあるとともに離職率が高く、引き続き担い手の確保や労働環境の改善に取り組む必要があります。

2) 生産性向上

施工時期の平準化は、債務負担行為や平準化マネジメントツールの活用など、一定の成果が見られました。しかし、労働環境を改善するためには、市町への浸透も含み、引き続き取組を続けていく必要があります。

ICT活用工事については、試行工事や適用工種の拡大、普及啓発により取組が進みました。ICT活用工事の浸透、遠隔臨場、ASPの普及に向け、引き続き普及啓発を続ける必要があります。

また、今後は、労働力の減少に伴い、それを補完する生産性向上の取組が必要となります。

3) 技術の継承や新技術の活用

若手技術者の登用については、総合評価における若手技術者の評価や工事成績点の加点などの施策を実施しましたが成果が見られませんでした。これまでの取組を検証し、実態を踏まえた技術や技能が継承される仕組みに改善する必要があります。

CCUSについては、CCUS活用モデル工事の拡大などにより、元請事業者の登録が進みました。今後は下請事業者や技能者の登録を進めていく必要があります。

4) 地域維持や災害対応への体制強化

地域維持型建設共同企業体による道路除草の実施や、地域維持型業務委託制度の改善により、地域維持型建設共同企業体の施工率は一定の水準を確保し、組織的な地域維持の体制強化について成果がみられました。

また、企業BCPの策定促進や災害対応訓練により、災害対応への体制が強化されました。

引き続き、地域維持や災害対応への体制強化を図るために取組を進めていきます。

5) 適正な利潤の確保や安定経営

労務費・資材単価の上昇に対する設計単価への反映や経営状況に合わせた最低制限価格の見直しなどにより、売上高経常利益率が上昇し、適正な利潤の確保に一定の成果が見られましたが、産業全体と比べると依然低い状況となっているため、今後も取組を進めていく必要があります。



地域の建設業の課題

これまでの三重県建設産業活性化プランの取組成果や残された課題、また、建設業を取巻く状況の変化を捉え、地域の建設業がその重要な役割を将来にわたって果たし、存続し続けるためには、建設業界と行政が連携して取り組むべき次の3つの課題と企業の安定経営に向けた対応が必要と考えられます。

取り組むべき3つの課題

(1) 担い手の確保

建設就業者人口や新卒就業者数の減少、就業者の高齢化、新卒入職者の高い離職率など、建設業の労働者不足が一層懸念されます。このため、就業者の定着や就職先として建設業を選択してもらうための魅力発信など、建設業の「担い手の確保」に一層注力していく必要があります。

(2) 労働環境の改善

令和6年4月から始まる時間外労働の上限規制への対応や誰もが活躍できる職場環境等への対応が必要となります。このため、休日の確保や時間外労働時間の削減、人材育成や福利厚生の実施等、全ての建設就業者にとって建設業が「魅力ある労働環境」であることが必要です。

(3) 生産性の向上

生産年齢人口は、今後も減少し、建設就業者数の大幅な増加が見込めない中、積極的な担い手確保や労働環境の改善等を推し進め、現在と同程度の公共事業を実施していく必要があります。このため、建設企業の建設DXの推進やBIM/CIMの活用、またこれらへの行政の支援により、一人当たりの「生産性を向上」させる必要があります。

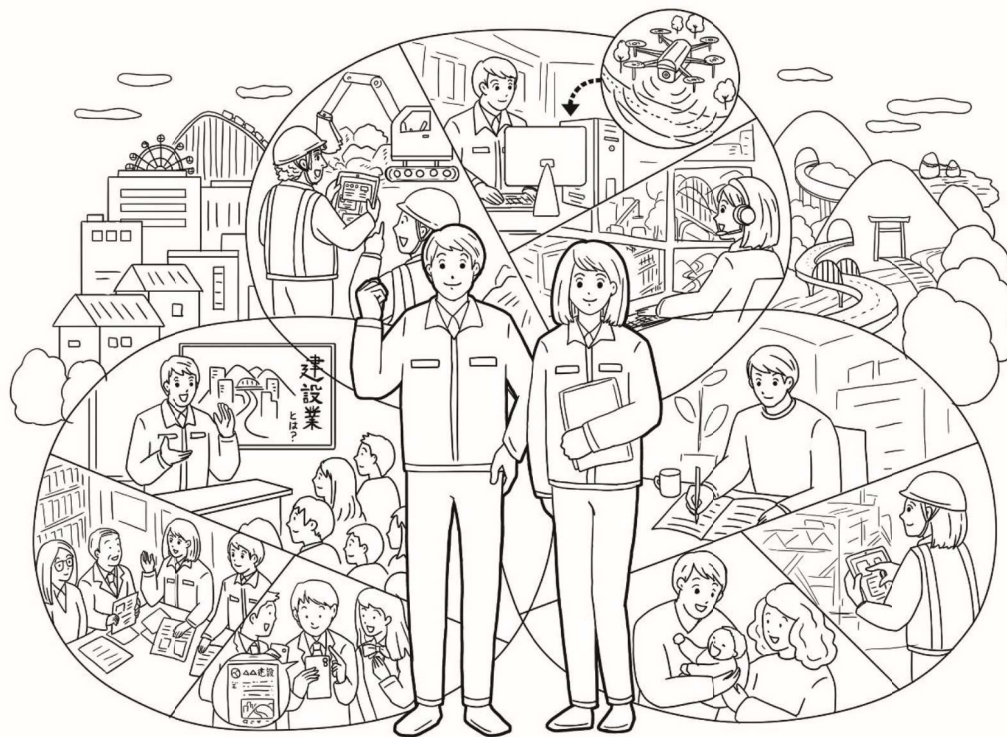
企業の安定経営に向けた対応

建設企業が上記3つの課題に継続的に対応するためには、引き続き、各建設企業が適正な利潤を確保し、経営の安定を図っていく必要があります。

(2)三重県建設産業活性化プラン2024(案)

令和6(2024)年度～令和9(2027)年度

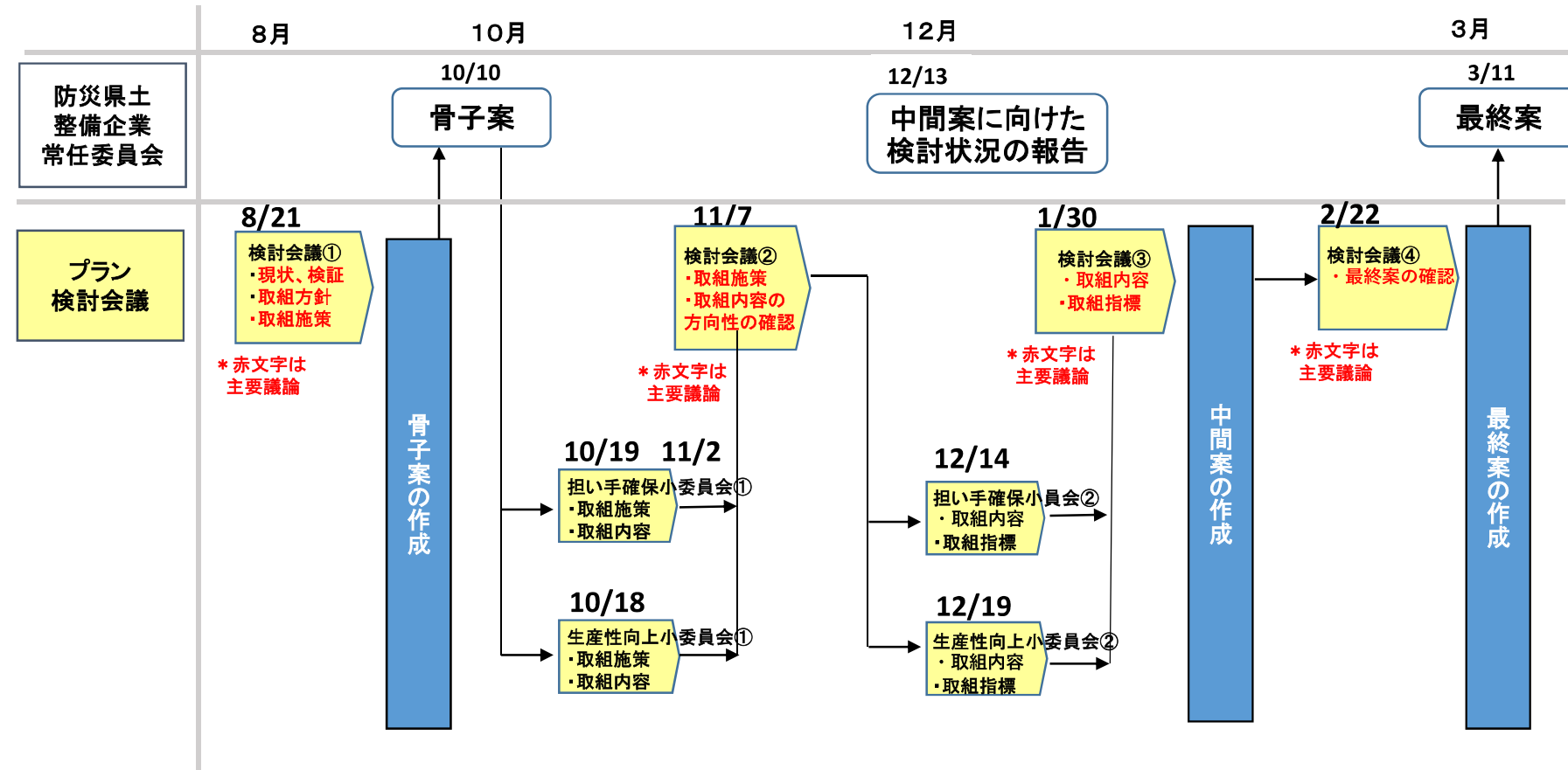
地域を支える建設業の将来像イメージ



令和6年4月



策定スケジュール



三重県建設産業活性化プラン2024策定 令和6年3月



1. 将来ビジョン

時代の変化に対応した経営により、地域の建設企業が将来にわたり存続し続ける

計画期間

【 令和6(2024)年度 ~ 令和9(2027)年度 】

2. 取組方針

地域の建設業が地域の守り手としてその役割を担い続けることができるよう、適正な利潤の確保に配慮しつつ、この4年間では、次の3つの取組方針を柱として、相互に連携し、相乗効果を生み出しながら、新たな将来ビジョンを目指します。

【取組方針1:担い手の確保】

「担い手の確保」では、新卒者やU・Iターン人材の建設業界への入職が定着するよう、①教育機関・建設業界・行政が連携し、②生徒・学生への魅力発信・動機付け等を行うとともに、③U・Iターン人材等への働きかけに取り組めます。

【取組方針3:生産性の向上】

「生産性の向上」では、①建設DXの導入を支援し、ICTやBIM/CIM等の②建設DXの活用を促進させるとともに、新技術の活用等、③建設DXの持続的な推進に取り組めます。

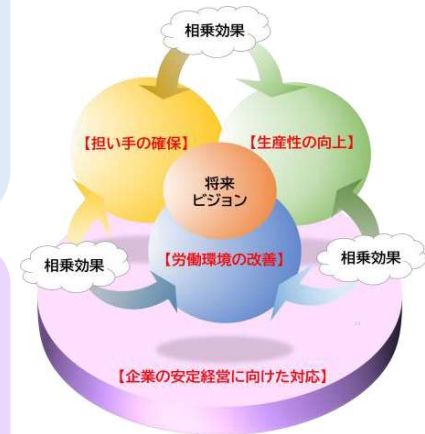
【取組方針2:労働環境の改善】

「労働環境の改善」では、自分・家族の時間が大切に行けるよう、①週休2日制の定着や②施工管理の効率化・分業化による労働時間の削減に取り組めます。また、就業者が業界に定着するよう、③安全で快適な労働環境の実現を目指すとともに、④人材育成や福利厚生が充実するための支援などに取り組めます。

【取組方針:企業の安定経営に向けた対応】

「担い手の確保」、「労働環境の改善」、「生産性の向上」の取組施策を推進していくため、建設企業の経営状況の確認と適正な利潤の確保などに取り組めます。

◆ 各取組の関係性のイメージ





3 施策体系

以下の3つの取組方針のもと、10施策、23取組を実施するとともに、これらの取組に不可欠な企業の安定経営に向けた取組を継続的に実施します。





4 取組施策

◆ 表の見方

施策の実現に向け役割を明確化するため、取組内容の記述は以下のとおりとする。
 ○○の実施・推進など：県が実施・推進など
 ○○の支援など：県が支援し、建設業界（建設企業）が実施・推進

【取組の具体内容】に関する【取組の視点】がわかるよう番号で表記

| 取組項目 | | 具体内容 | 開始時期 | 取組目標 (現状:R4) | R6 | R7 | R8 | R9 |
|----------------|--|--|--------------|-------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 1 学校(進路指導教諭)訪問 | | ① 各学校の進路指導教諭等への定期的訪問の支援 ② 各学校の進路カリキュラム等の情報収集と建設業の魅力発信機会の創出の支援 | 継続 R6 | 学校訪問数 (R4:41校) | 25校 /年 | 30校 /年 | 45校 /年 | 50校 /年 |
| 取組の視点 | | ① 学校訪問等は、建設業が大学卒業後の就職先への選択肢となるよう進学校にも取り組みを広げていく必要がある。 ① 高校生からの人材確保については、工業高校からの入職も重要だが、普通科や総合学科の高校からの入職もあり、そちらの高校に伸びしろを感じる。 ① 工業高校の教諭が実施する生徒確保の取組について、行政が協力できる取組は連携していく必要がある。 ② 行政は教育現場の年間行事予定等のスケジュールを確認しながら、企業とのマッチング(学校訪問や出前授業等)を支援する必要がある。 ② 進路カリキュラムのどの段階で生徒に建設業への就職を意識付けすれば効果があるか検討していく必要がある。 ①・② 生徒の進路が決定する時期を把握し、それまでに学校訪問することが重要である。 | | | | | | |

【取組】【具体内容】
⇒ 将来ビジョンに向けて次期プランで取り組むべき内容

【取組目標】
⇒ 目的のために取り組む活動内容(アウトプット)について各年度の目標を設定(※累計の場合、R4からの合計)



4 取組施策

【取組方針1:担い手の確保】

取組施策① 教育機関・建設業界・行政の連携



建設業への理解、魅力発信機会が得られるよう、学校訪問により、学校と建設業界及び行政の関係性を構築・強化

| 取組項目 | | 具体内容 | 開始時期 | 取組目標 (現状:R4) | R6 | R7 | R8 | R9 |
|-------|--------------|---|------|-------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 1 | 学校(進路指導教諭)訪問 | ① 各学校の進路指導教諭等への定期的訪問の支援 | 継続 | 学校訪問数 (R4:41校) | 25校 /年 | 30校 /年 | 45校 /年 | 50校 /年 |
| | | ② 各学校の進路カリキュラム等の情報収集と建設業の魅力発信機会の創出の支援 | R6 | | | | | |
| 取組の視点 | | <p>① 学校訪問等は、建設業が大学卒業後の就職先への選択肢となるよう進学校にも取り組みを広げていく必要がある。</p> <p>① 高校生からの人材確保については、工業高校からの入職も重要だが、普通科や総合学科の高校からの入職もあり、そちらの高校に伸びしろを感じる。</p> <p>① 工業高校の教諭が実施する生徒確保の取組について、行政が協力できる取組は連携していく必要がある。</p> <p>② 行政は教育現場の年間行事予定等のスケジュールを確認しながら、企業とのマッチング(学校訪問や出前授業等)を支援する必要がある。</p> <p>② 進路カリキュラムのどの段階で生徒に建設業への就職を意識付けすれば効果があるか検討していく必要がある。</p> <p>①・② 生徒の進路が決定する時期を把握し、それまでに学校訪問することが重要である。</p> | | | | | | |

対象とする学校:72校(全日制の高校(県立・私立)、大学・短大・高専(建設関係以外の専科の大学・高専を除く))
このうち、県立高校の就職支援校(41校)については、2年に1回程度訪問。
それ以外の学校(31校)については4年間で1~2回の訪問を想定。



【取組方針2:労働環境の改善】

取組施策① 週休2日制の定着

▽ 時間外労働規制、担い手確保に対応するため、週休2日制を定着

| 取組項目 | | 具体内容 | 開始時期 | 取組目標 (現状:R4) | R6 | R7 | R8 | R9 |
|-------|----------------|---|------|---------------------------------------|-----|-----|------|------|
| 1 | 週休2日制(4週8休)の定着 | ① 発注者指定型の工事発注(4週8休)の定着 | 継続 | 県発注工事による週休2日制工事(4週8休)の達成率 (R4:75%) | 80% | 90% | 100% | 100% |
| | | ② 適正な工期の確保 | 継続 | | | | | |
| | | ③ 施工時期の平準化 | 継続 | | | | | |
| | | ④ 土日完全週休2日制工事の導入 | R8 | | | | | |
| | | ⑤ 現場閉所困難工事や河川工事、維持管理業務等で交替制工事の導入 | R6 | | | | | |
| 取組の視点 | | <p>①～④ 建設企業が労働環境の改善に取り組めるよう、発注機関は適正工期の確保や施工時期の平準化、週休2日に要する経費を含めた工事発注を行う必要がある。</p> <p>①～④ 生徒の就職先の選択肢となるには、年間休日120日以上を確保する必要があり、担い手確保の観点からも週休2日の定着は非常に重要である。</p> <p>⑤ 突発的な業務や工期が限定されている工事などに対応できる仕組みが必要である。</p> | | | | | | |

※県発注工事:県土整備部、農林水産部、企業庁の発注工事



【取組方針3:生産性向上】

取組施策① 建設DXの導入

建設企業が建設DXを知る機会を創出し、建設現場での活用を促進

| 取組項目 | | 具体内容 | 開始時期 | 取組目標 (現状:R4) | R6 | R7 | R8 | R9 |
|-------|---------------|--|------|---|--------------|--------------|--------------|----------------|
| 1 | 建設企業等のDX導入の支援 | ① 建設企業に対する建設DX促進説明会(ASP・遠隔臨場・ICT活用工事等)の開催 | 継続 | 建設DX促進説明会の参加者数 (累計) (R4:367名) | (累計) 650名 | (累計) 800名 | (累計) 900名 | (累計) 1,000名 |
| | | ② 市町職員に対する説明会の開催 | 継続 | | | | | |
| | | ③ 建設企業に向けた、先進事例や活用事例を掲載したガイドブックの作成・周知 | R6 | | | | | |
| | | ④ 建設DX実施に係るインセンティブの検討 | R6 | | | | | |
| 取組の視点 | | <p>①・② ICT活用工事を進めるには、ICT建機の組み合わせや各種モデル工事の説明をわかりやすくすると効果的である。</p> <p>①・② 説明会は受講者のレベルや立場(経営者か技術者かなど)で内容を変えて実施し、研修の対象者が誰であることを示したうえで、広報をしっかりと行うべきである。</p> <p>①・② 建設企業と同時に発注者側のレベルを上げることが必要である。</p> <p>③ 生産性を向上させるためには、ICT建機の活用だけでなく、ASPや遠隔臨場など多様な手段に取り組むことが重要である。</p> <p>④ 建設企業が建設DX活用し生産性を向上させる取組み実施に対して、インセンティブを検討し推進を後押しする。</p> <p>①～④ 生産性向上の取組は、効果が出るまで時間がかかるため、継続して取組を行う必要がある。</p> | | | | | | |



5 企業の安定経営に向けた対応

(1) 建設企業の経営状況の確認と環境変化への対応

各施策の取組の実施には、人材確保、職場環境の改善、設備投資などの経費を要するため、企業が適正な利潤を確保し、経営が安定し続けることが必要です。

このため、発注者は新たな建設産業活性化プランにおける取組の推進に向けて、入札契約制度の改善等(最低制限価格の見直し、一抜け方式の活用継続等)や総合評価方式の改善(対象範囲の拡大、評価項目の見直し、一括審査方式の活用継続等)により建設企業が適正な利潤を確保できるよう環境を整備するとともに、試行工事の経費補正や資材価格の高騰などに対する適正な予定価格の設定などを実施していきます。

また、企業の経営状況については、売上高経常利益率の指標を用いて確認していきます。

| 取組項目 | 具体内容 | 確認指標 |
|----------|---|------------------------|
| 適正な利潤の確保 | ・ 入札契約制度の改善 (建設企業の実情に応じた最低制限価格の見直し、一抜け方式の活用継続等) | 売上高経常利益率 (目標値30ページ) |
| | ・ 総合評価方式の改善 (対象範囲の拡大、評価項目の見直し、一括審査方式の活用継続等) | |
| | ・ 適正な予定価格等の設定継続 (労務・建設資材の変動等への適切な対応、建設DXの取組に係る経費補正、必要工期の確保等) | |
| | ・ 市町・民間への働きかけ | |
| 取組の視点 | <ul style="list-style-type: none"> ◇ 新たな取組・制度の導入は経費が必要となる。 ◇ ICT導入は、人員削減や効率化を効果とするが、適正な利潤が確保される事を前提に進めて行く必要がある。 ◇ 建設業は他産業に比べ売上高経常利益率が低い状況であるが、建設業は社会に不可欠な産業であるため、建設企業が持続可能な環境整備が必要である。 ◇ 入札制度の改善や総合評価の見直し等により受注機会を確保することが必要である。 | |



6 進捗管理

(1) 進捗管理の指標

各施策の取組について効果検証を行うため、3つの取組方針毎に取組指標を設定し、施策の進捗を管理していきます。

取組方針 1 担い手の確保

取組指標 ・ ・ 取組によって得られる成果

| 取組指標 | 現状値 (令和4年度) | 目標値 令和6年度 | 目標値 令和7年度 | 目標値 令和8年度 | 目標値 令和9年度 |
|-----------------------------------|----------------------|--------------|--------------|--------------|-----------------------|
| 高卒就業者数の建設業の割合 (建設業就業者数/高卒就業者数) | 5.9% (201人/3390人) | 6.1% | 6.4% | 6.7% | 7.0% (219人/3126人)※ |

● 「高卒就業者数の建設業の割合」を取組指標とする理由

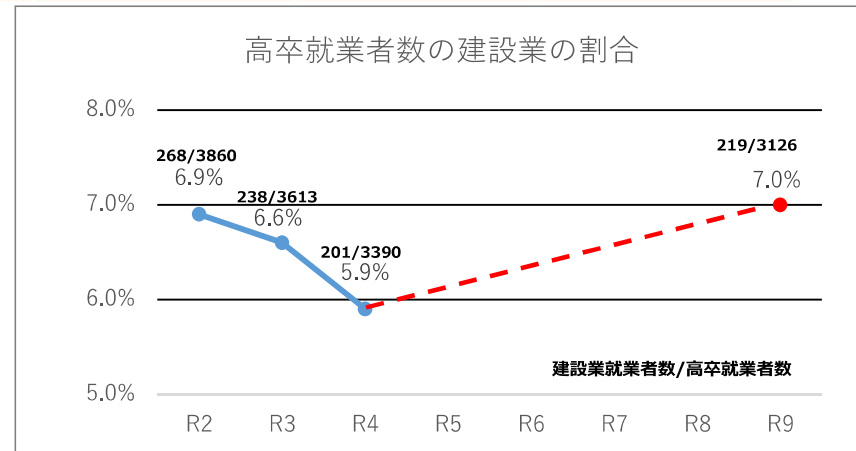
担い手の確保の主な取組は、近年落ち込みが続いている高校生の入職状況を改善させるために実施するものであるため、取組の効果検証には、「高卒就業者数の建設業の割合」が最も適切な指標であると考え、設定しました。

また、この指標を設定することにより、他産業への入職割合との比較が可能となり、就職志向の移り変わりなど、状況の変化を把握することができ、取組の再考に繋がれると考えました。

● 目標値の考え方

指標の目標値については、県内高校卒業者の総就職者数の減少、生産性人口の減少等を鑑み、令和9年度には、現在の直近3カ年のピークである令和2年度割合にまで回復させることとしました。

※高卒就業者数の建設業の割合＝
高等学校(全日制・定時制)の産業別就職者数(建設業)/
高等学校(全日制・定時制)の産業別就職者数(全産業)



取組指標：「学校基本調査」より抽出

※学校基本調査とは、学校に関する基本的事項を調査し、学校教育行政上の基礎資料を得ることを目的としており、調査事項は、学校数、在学者数、卒業後の進路状況等である。

・調査の対象

幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学(短期大学を含む)、高等専門学校、専修学校及び各種学校

・目標年次の高卒就業者数は以下を想定

国勢調査よりR4とR9の18歳人口を対比＝92.2%より3390×92.2%＝3,126人と想定

※R4：18歳人口16,776人⇒R2年度国勢調査の16歳の人口

※R9：18歳人口15,471人⇒R2年度国勢調査の11歳の人口



取組方針2 労働環境の改善

| 取組指標 | 現状値 (令和4年度) | 目標値 令和6年度 | 目標値 令和7年度 | 目標値 令和8年度 | 目標値 令和9年度 |
|----------|----------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 年間総実労働時間 | 1,885時間 | 1,860時間 | 1,840時間 | 1,820時間 | 1,800時間 |

● 「年間総実労働時間」を取組指標とする理由

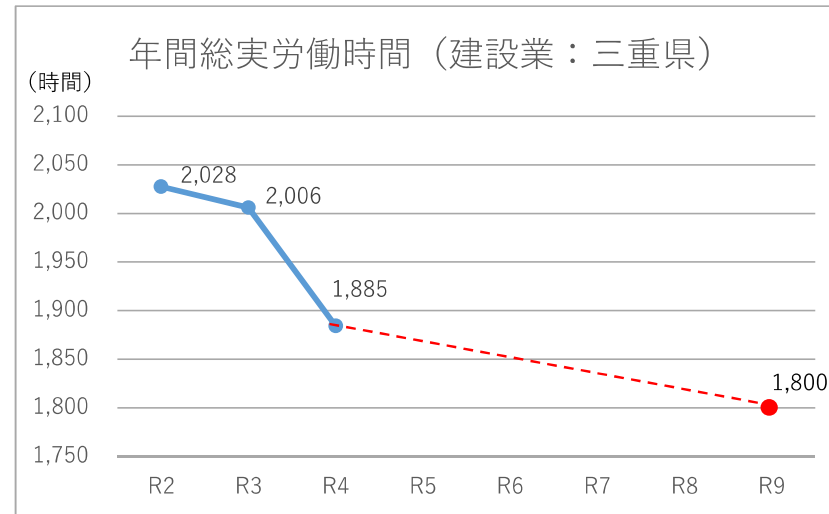
労働環境の改善の主な取組は、週休2日制や施工管理の分業化・効率化等であり、令和6年4月から開始される時間外労働の上限規制に向けて取り組まざるを得ないものであること、また、これらの取組等により労働時間の削減に繋がることが期待されるため、取組の効果検証には、「年間総実労働時間」が最も適切な指標であると考え、設定しました。

● 目標値の考え方

完全週休2日かつ時間外労働時間ゼロの労働環境の実現を目指して、令和9年度には、労働者の年間総実労働時間を1800時間と設定しました。

※年間総勤労日数(225日)×1×8時間=1800時間

※1,365-140(土日、夏休み、年末年始、GW、有給休暇等の休日日数の計)



取組指標:「毎月勤労統計調査」より抽出

※毎月勤労統計調査とは、労働者の賃金、労働時間及び雇用の毎月の変動を明らかにすることを目的として実施している調査である。調査対象は常時5人以上の常用労働者を雇用する県内の全事業所の中から、産業及び規模ごとに無作為に抽出し、厚生労働大臣が指定した事業所を対象に行っている。上記の表は建設業のみ抽出したものである。

・三重県の対象数(全産業)

常用労働者30人以上の事業所(第一種事業所):約500事業所

常用労働者5人~29人の事業所(第二種事業所):約330事業所



取組方針3 生産性の向上

| 取組指標 | 現状値 (令和4年度) | 目標値 令和6年度 | 目標値 令和7年度 | 目標値 令和8年度 | 目標値 令和9年度 |
|--|-----------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| Aランク建設企業のASP活用率 (ASPを活用(土木一式Aランク) / 三重県発注工事受注企業(土木一式Aランク)) | 4% (8社/181社) | 30% | 50% | 80% | 100% |

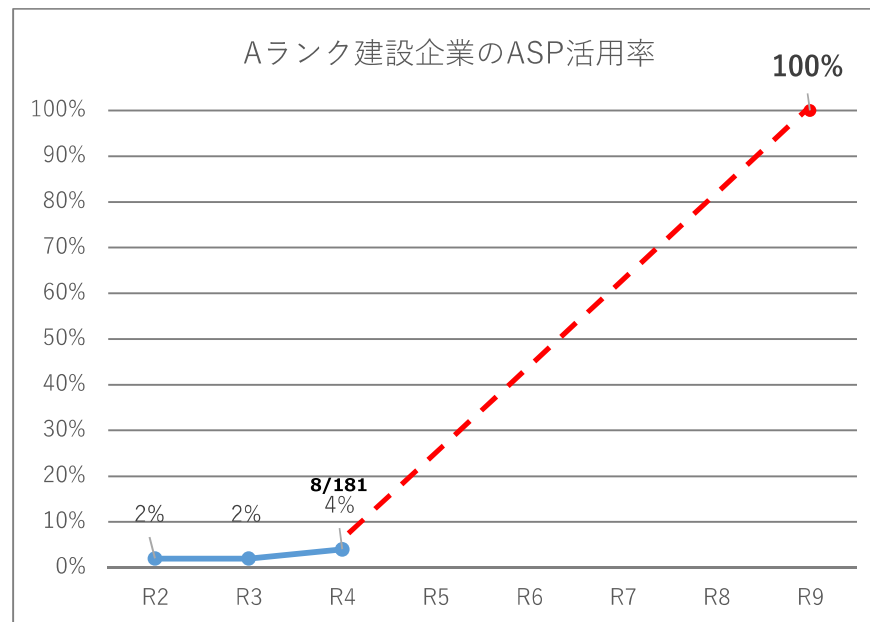
● 「Aランク建設企業のASP活用率」を取組指標とする理由

生産性の向上の主な取組は、ASPや遠隔臨場、ICT活用工事等の建設DXの推進であり、その中でもASPはその基幹ツールであること、また、Aランク企業が率先してASPを活用することによりこれが標準となり、様々な取組への足掛かりになるものと考えられるため、取組の効果検証には、「Aランク建設企業のASP活用率」が最も適切な指標であると考え、設定しました。

● 目標値の考え方

ASPの活用が標準となるよう、三重県が発注する工事を受注する企業の内、Aランク企業が全て活用することを目指し、令和9年度には、活用率100%としました。

※活用率=ASPを活用(土木一式Aランク) /
三重県発注工事受注企業(土木一式Aランク)



取組指標：「県土整備部調べ」



取組方針 企業の安定経営に向けた対応

| 取組指標 | 現状値 (令和4年度) | 目標値 令和6年度 | 目標値 令和7年度 | 目標値 令和8年度 | 目標値 令和9年度 |
|----------|----------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 売上高経常利益率 | 4.8% | 5.1% | 5.4% | 5.7% | 6.0% |

● 「売上高経常利益率」を取組指標とする理由

将来ビジョンの実現に向けた各施策を実施していくためには、企業が適正な利潤を確保し、経営が安定することが必要であるため、取組の効果検証には、「売上高経常利益率」が最も適切な指標であると考え、設定しました。

● 目標値の考え方

右図のとおり、県内建設業の売上高経常利益率は他産業と比べ、低い状況となっています。

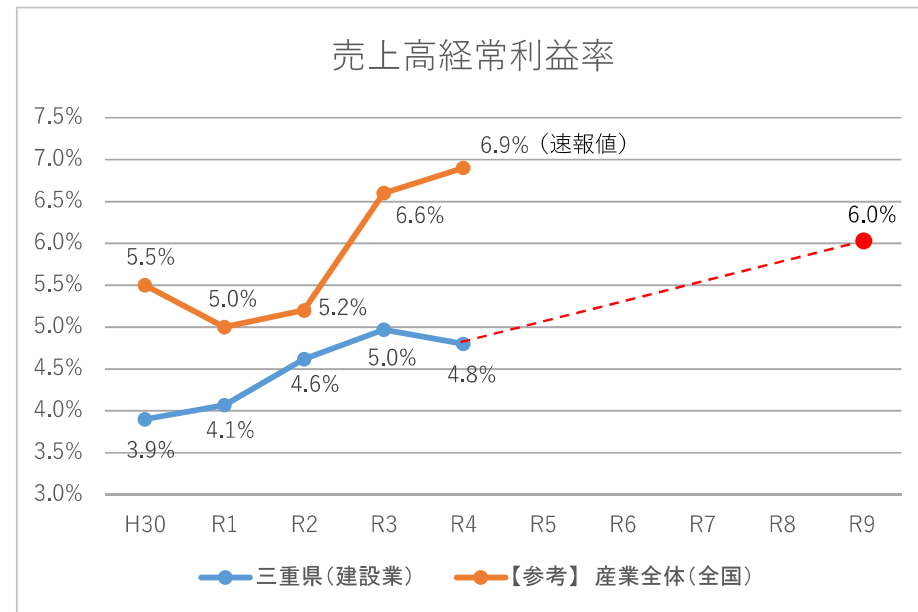
令和6年度以降も、労務費や資材単価の上昇、労働時間の短縮(時間外労働時間の規制開始による影響)などにより、今後の見通しは不透明な状況です。

しかし、建設業が将来にわたり存続し続けるためには、利潤を確保し、経営が安定する必要があることから、売上高経常利益率の上昇に継続的に取り組むこととします。

なお、過去5年間(平成30年度～令和4年度)で約1%上昇していることから、令和9年度の目標を、令和4年度から約1%上昇させた6.0%に設定しました。

※売上高経常利益率(目標値)

県内建設企業(売上高1億円以上)の売上高経常利益率の平均値



取組指標：「東日本建設業保証株式会社調べ」
「経済産業省企業活動基本調査」より抽出

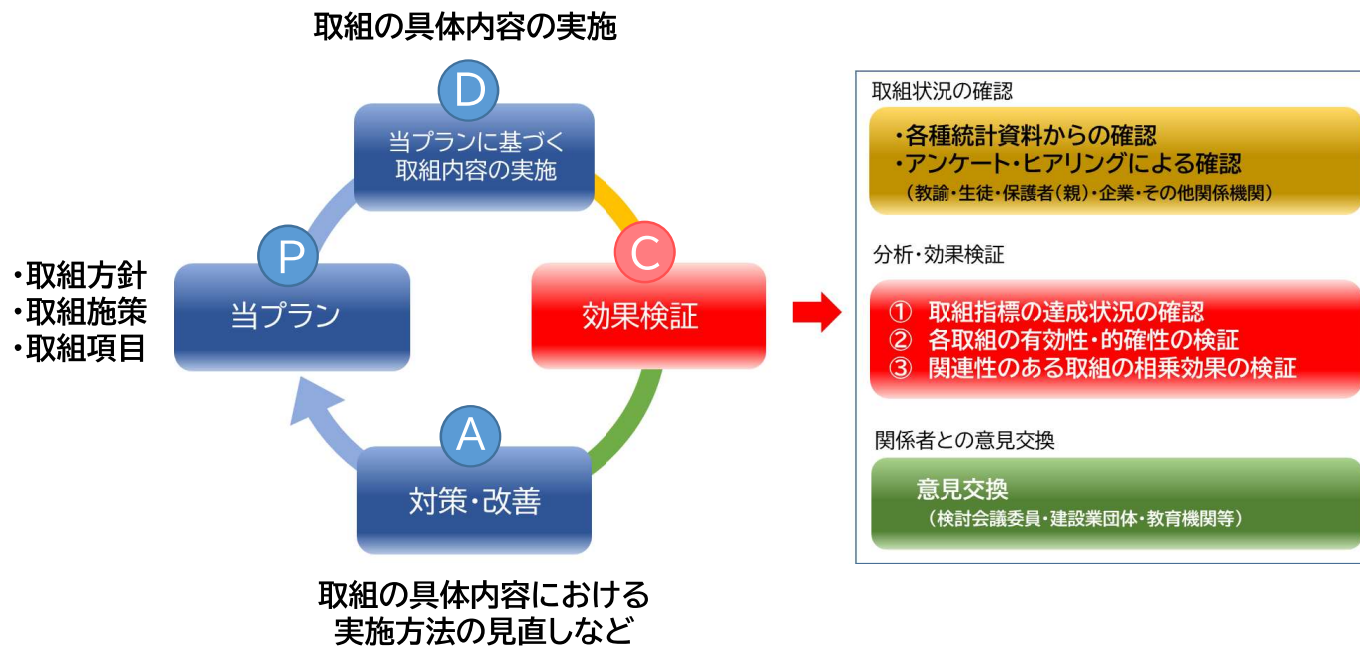
※売上高経常利益率とは、売上高に対して、どれだけ経常的な利益を上げたかを示すもので、財務力を含めた総合的な収益力を表す比率
売上高経常利益率=経常利益/売上高×100%



(2) 進捗管理の体制

当プランの取組^(※)を効果的に進めるため、建設業団体や教育機関等と随時実施する意見交換や検討会議委員等との定期的(年1回程度)な意見交換を踏まえて、建設業をとりまく状況の変化や各取組の効果を検証し、対策・改善を行いながら取組を推進していきます。

効果検証においては、統計資料や企業へのアンケート調査等により、取組方針の進捗を代表する取組指標の達成状況を確認し、その要因を分析するとともに、多角的な観点から各取組の有効性や的確性を検証し、取組の対策・改善につなげていきます。



(※取組とは施策体系(21ページ)の取組項目を示す)

(3) 低入札調査基準価格及び最低制限価格の算定式の改正

三重県建設産業活性化プランによるこれまでの取組

■地域の守り手としての建設業

- ◇日常生活に直結する維持管理業務の充実
⇒地域維持型JVによる体制強化



- ◇災害時・家畜伝染病発生時の緊急対応
⇒復旧・復興、防疫作業の迅速な対応
⇒三重県建設BCPの策定促進による災害時の体制強化



- ◇工事品質の向上
⇒総合評価方式の拡大により技術力と工事品質の向上が図られ、工事成績点が上昇
(H28: 77.4点→R4: 79.4点)

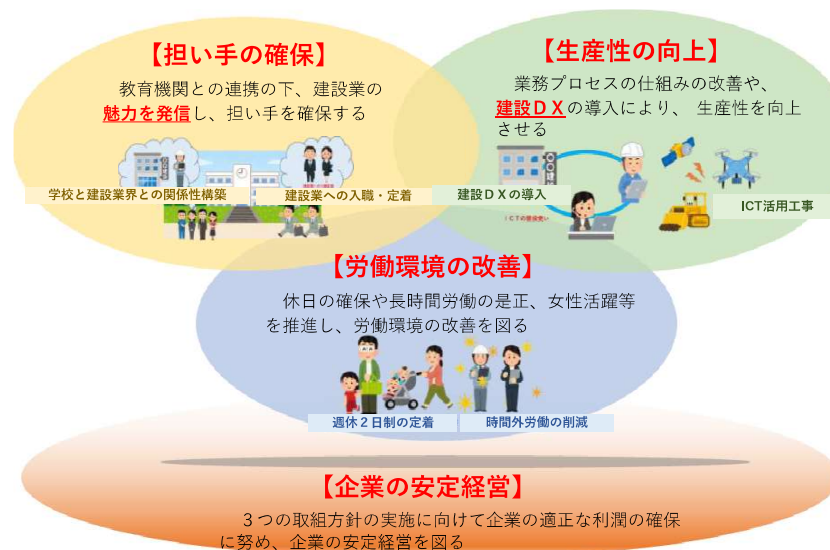
建設企業は地域の守り手としての役割を果たしている

三重県建設産業活性化プラン2024によるこれからの取組

■地域を支える建設業の活性化に向けて

- ◇建設業が地域の守り手（エッセンシャルワーカー）としてその役割を担い続けるためには、担い手の確保、労働環境の改善、生産性の向上などの各種課題への取組が求められます。

三重県建設産業活性化プラン2024



建設企業が将来にわたり存続し続けるためには、適正な利潤を確保し経営の安定を図っていく必要があります。

(3) 低入札調査基準価格及び最低制限価格の算定式の改正

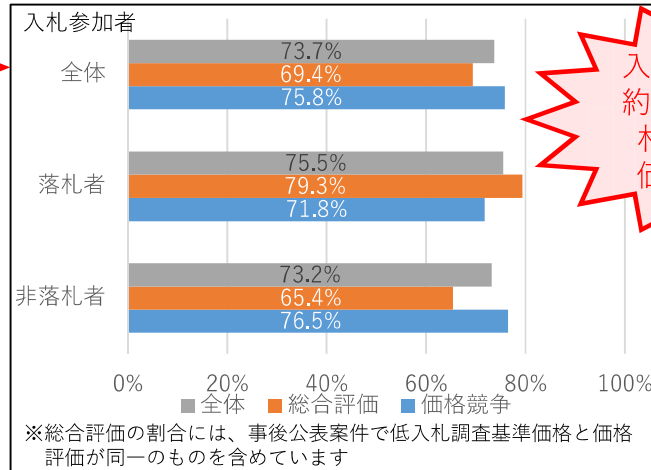
三重県の建設業をとりまく状況

①令和4年度平均落札率

| | | |
|------|-------|-------|
| 三重県 | 92.7% | (33位) |
| 愛知県 | 95.4% | (11位) |
| 岐阜県 | 94.6% | (21位) |
| 静岡県 | 95.2% | (12位) |
| 全国平均 | 93.9% | |

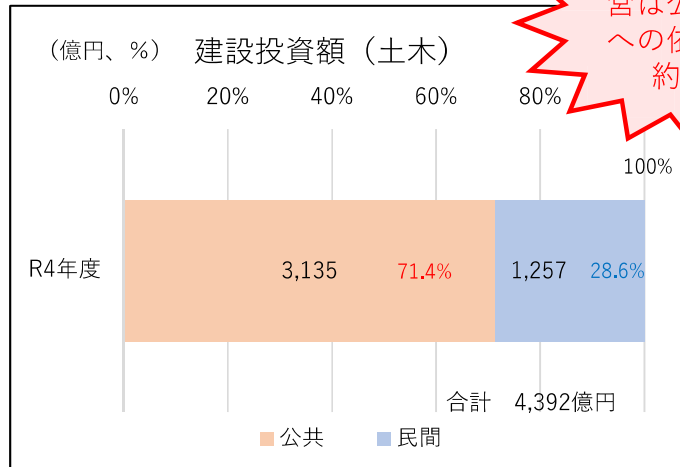
近隣県及び
全国平均
より低い

②令和4年度低入札調査基準価格で応札した割合



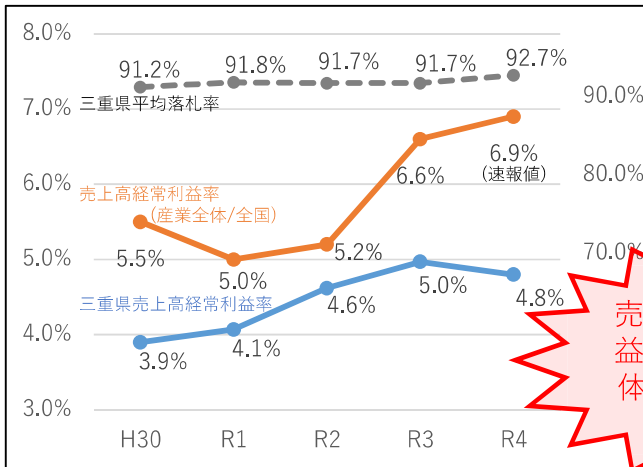
入札参加者の
約7割が低入
札調査基準
価格で応札

③建設投資額における公共の割合



建設企業の経
営は公共工事
への依存度が
約7割

④売上高経常利益率と平均落札率の推移



売上高経常利
益率は産業全
体(全国)より
低い

出展：国土交通省建設総合統計

出展：東日本建設業保証株式会社、経済産業省企業活動基本調査

(3) 低入札調査基準価格及び最低制限価格の算定式の改正

見直し理由

- 建設企業の担い手確保が喫緊の課題となっている中、これを進めるには、処遇改善や生産性向上を含めた労働環境の改善が必要であり、そのためには、建設企業の適正な利潤をしっかりと確保する必要があります。
- 本県工事の入札参加者の多くが低入札調査基準価格で応札していることを考慮し、今回の見直しにより建設企業全体が適正な利潤を確保できるよう導いていきます。
- 労務費や材料費等が確実に確保され、下請企業、労働者、資材メーカーにダンピング受注のしわ寄せが及ぶことを防ぎます。

見直し内容

労務費や材料費等に関する直接工事費と共通仮設費に対する係数を見直します。

【三重県独自算定式】

現 行 (直接工事費 × **0.97** + 共通仮設費 × **0.97** + 現場管理費 × 0.90 + 一般管理費等 × 0.75) × 1.1

改正案 (直接工事費 × **1.00** + 共通仮設費 × **1.00** + 現場管理費 × 0.90 + 一般管理費等 × 0.75) × 1.1

※見直しにより、平均落札率が92.7% (全国順位33位) から1.5%程度の上昇 (全国23位相当) が見込まれます。

今後の予定

- 令和6年4月1日以降の公告に係る案件から適用します。

(5) 令和6年 能登半島地震 支援状況(県土整備部)

◆ 令和6年1月1日に発生した「令和6年能登半島地震」について、
県土整備部による支援の状況をまとめた資料です。【2月末時点】

- (1) 被災建築物応急危険度判定士の派遣
- (2) 被災宅地危険度判定士の派遣
- (3) 応急仮設住宅建設関係職員の派遣
- (4) 被災者への県営住宅の提供
- (5) 下水道関係職員の派遣



三重県 県土整備部

令和6年能登半島地震 支援状況（県土整備部）

（1）被災建築物応急危険度判定士の派遣

【派遣要請】

1月3日（水）

全国被災建築物応急危険度判定協議会中部ブロック幹事県（愛知県）を通じ、石川県から三重県に派遣要請あり。

【派遣期間】

1月4日（木）～ 1月19日（金）

（判定活動は5日（金）～ 18日（木））

【活動内容】

余震等による建築物の倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、住民の安全確保を図るため、建築物の危険度を判定・表示。

（「危険」「要注意」「調査済」の3種）



判定活動状況



住民への判定結果説明

【派遣状況】

※派遣団体の（ ）は派遣人数

| | 判定実施日 (派遣期間) | 判定棟数 | 派遣団体 | 判定実施 市町 |
|-----|----------------------|--------|---|-------------|
| 第1次 | 5日～7日 (4日～8日) | 515棟 | 三重県(2)、津市(2)、伊賀市(1)、亀山市(1)、一般社団法人三重県建築士会(2)の計8名 | 羽咋市 中能登町 |
| 第2次 | 8日～10日 (7日～11日) | 566棟 | 三重県(2)、桑名市(2)、鈴鹿市(2)、一般社団法人三重県建築士会(2)の計8名 | 中能登町 穴水町 |
| 第3次 | 11日～13日 (10日～14日) | 418棟 | 三重県(2)、鈴鹿市(2)、松阪市(2)、一般社団法人三重県建築士会(2)の計8名 | 穴水町 |
| 第4次 | 14日～16日 (13日～17日) | 277棟 | 三重県(2)、四日市市(2)、津市(2)の計6名 | 穴水町 |
| 第5次 | 16日～18日 (15日～19日) | 284棟 | 三重県(1)、桑名市(2)、松阪市(2)、川越町(1)の計6名 | 穴水町 |
| 第6次 | 18日 (17日～19日) | 25棟 | 三重県(1)、四日市市(2)、亀山市(1)、名張市(1)、伊勢市(1)の計6名 | 穴水町 |
| 合計 | | 2,085棟 | 21班42人 延べ114人 | |

※18日まで、被災建築物応急危険度判定を行い、
19日の帰県をもって派遣を終了しました。

令和6年能登半島地震 支援状況（県土整備部）

（2）被災宅地危険度判定士の派遣

2月8日（木）

・被災宅地危険度判定連絡協議会会長県（奈良県）を通じ、石川県から三重県に派遣要請あり。

【派遣期間】

2月13日（火）～ 2月18日（日）
〔 2月13日（火）～ 2月15日（木） 三重県、松阪市 〕
〔 2月16日（金）～ 2月18日（日） 鈴鹿市 〕

【派遣人員】

三重県から12名の判定士を派遣（三重県3名、松阪市6名、鈴鹿市3名）

【派遣先】

内灘町（2月13日（火）～ 2月18日（日））

【活動内容】

大規模な地震により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、住民の安全を確保するため、宅地の危険度を判定・表示することにより、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、宅地の二次災害の軽減・防止を図る。

| 判定実施日 (2月) | 13日 | 14日 | 15日 | 16日 | 17日 | 18日 | <合計> |
|---------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|
| 判定数 | 62 | 66 | 26 | 25 | 14 | 6 | 199 |



令和6年能登半島地震 支援状況（県土整備部）

（3）応急仮設住宅建設関係職員の派遣

- ・国土交通省住宅局住宅生産課から三重県に応急仮設住宅建設への応援要請あり

【派遣期間】

第1次：令和6年3月4日（月）～3月10日（日）

第2次：令和6年3月11日（月）～3月17日（日）

【派遣人員】

第1次：3名（建築職1名、電気職1名、機械職1名）

第2次：3名（建築職1名、電気職1名、機械職1名）

【派遣先】

石川県庁又は応急仮設住宅の建設現場

【活動内容】

応急仮設住宅の建設に係る業務

令和6年能登半島地震 支援状況（県土整備部）

（4）被災者への県営住宅の提供

1 提供する県営住宅

（1）提供戸数 31戸

（2）地区別内訳 四日市市9戸、鈴鹿市5戸、津市16戸、伊勢市1戸

※ 必要な生活物資等（家電・寝具等）を1年間無償で貸出予定

2 対象者

令和6年能登半島地震の被災者で、住宅に困窮している方

3 入居条件

（1）家賃は無償、敷金は免除

（2）入居期間は、使用開始日から3年間又は令和9年3月31日までの
どちらか早い日

（3）令和6年1月9日から先着順で受付

4 石川県HPに公営住宅を提供している県外自治体のページが開設（1月9日）

石川県外の公営住宅等の供与について（令和6年（2024年）能登半島地震）

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kenju/r6notojishin-kengaikouei.html>

令和6年能登半島地震 支援状況（県土整備部）

（5）下水道関係職員の派遣

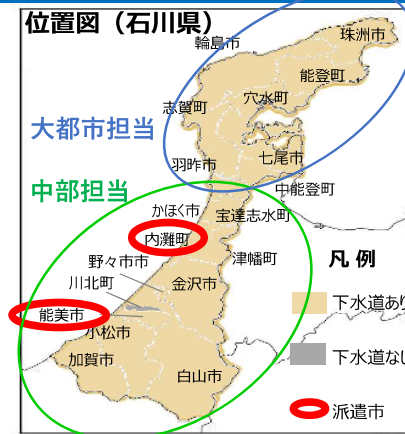
【下水道の支援体制】（今回の主な支援団体）

全国自治体や国、関連団体等が大規模な災害時における下水道の支援体制を構築

- ・下水道事業災害時支援中部ブロック連絡会
三重県を含む中部地方を中心とする自治体（10県）、国土交通省、日本下水道事業団等
- ・下水道事業災害時支援大都市連絡会
東京都などの大都市（1都20政令指定都市）、国土交通省、日本下水道事業団等

【活動内容】

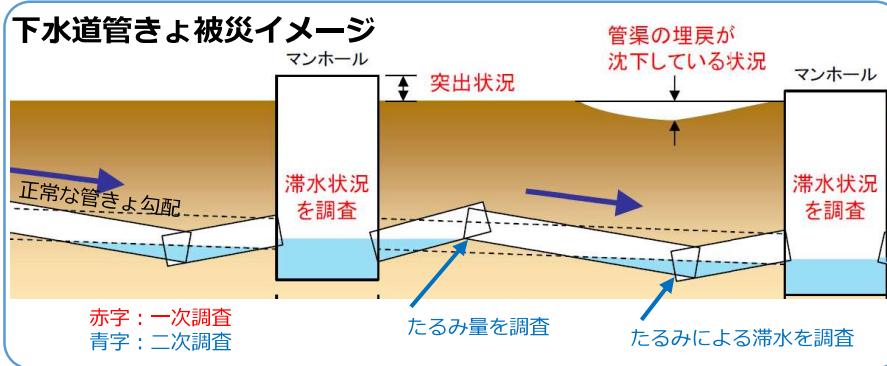
- ・1月6日に、石川県から中部ブロック連絡会を通じ、三重県に派遣要請
- ・下水道管きよの被害調査
石川県能美市（1/8～2/16）
石川県内灘町（2/20～2/24）



① 下水道管きよの一次調査

二次調査の必要性判定や復旧計画立案に必要な情報を得るために行う、マンホールを開放しての目視調査

| 派遣先 | 調査期間 | 調査延長 |
|-----|------------|-------|
| 能美市 | 1月8日～1月16日 | 235km |
| 内灘町 | 2月20～2月24日 | 36km |



② 下水道管きよの二次調査

本復旧設計に必要な情報を得るために行うTVカメラ調査

| 派遣先 | 調査期間 | 調査延長 |
|-----|-------------|------|
| 能美市 | 1月15日～2月16日 | 18km |



令和6年能登半島地震 支援状況（県土整備部）

【三重県内自治体の派遣人員】

派遣延べ人数

| 自治体名 | 調査人員 |
|------|------|
| 三重県 | 60人 |
| 津市 | 22人 |
| 四日市 | 36人 |
| 伊勢市 | 14人 |
| 松阪市 | 16人 |
| 桑名市 | 18人 |
| 鈴鹿市 | 12人 |
| 名張市 | 8人 |
| 亀山市 | 18人 |
| いなべ市 | 10人 |
| 菰野町 | 4人 |
| 合計 | 218人 |



一次調査説明会（※1）



一次調査状況
（マンホール内確認）



二次調査状況
（超高压洗浄車(左)と強力吸引車(右)
による管清掃）



二次調査状況
（管内TVカメラ調査（イメージ））

※1：出典 日本下水道新聞2024年1月9日第2700号

(6) 津駅周辺道路空間の検討状況



津駅東口（県道）の様子



津駅東口（県道）の全景



公園の様子

令和4年3月津駅周辺道路空間の整備方針を策定



地方都市が主役のポストコロナ時代において

みえ県都の顔となり、**地域の活力**を引き出し、**災害にも強い**空間へと再生

(1) 公共交通の利便性の強化 災害時の対応の強化

- 交通結節機能の強化
(バス停、タクシー・自家用車乗降場の再構築)
- 歩行者デッキなどの整備 (東口)



<物流にも配慮>

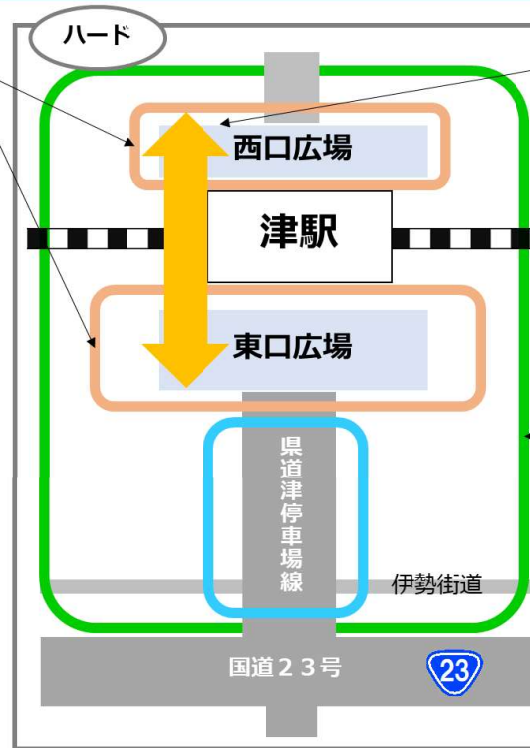
等

(2) 歩行者の賑わいや滞留の強化

- 駅前通りの歩行空間の拡張
- 占用の緩和を通じた民間利用の促進



等



(3) 東西連携の強化

- 東西自由通路の整備
(東西を快適に移動し、交流を高める)



新潟駅
Youtube「niigatacitychannel」より引用
等

(4) 駅周辺の回遊性の強化

- ICTを活用した案内看板の設置
- 植栽や美化活動の協働の取組
- 街灯の充実



等

ソフト

官民協働による
マネジメント

ユニバーサル
デザイン

DX

カーボン
ニュートラル

周辺地域
との連携

※写真はイメージであり整備内容を決定するものではありません

新たな技術や仕組みを積極的に取り込みながら、**継続的な進化**

交通結節点（課題等の把握）

- 交通実態調査
 - ・ 歩行者流動の把握やバス・タクシー利用者のピーク時等の把握
- 人流データ分析
 - ・ 駅周辺の滞在者の顕在的な移動ニーズにおける基礎情報の把握

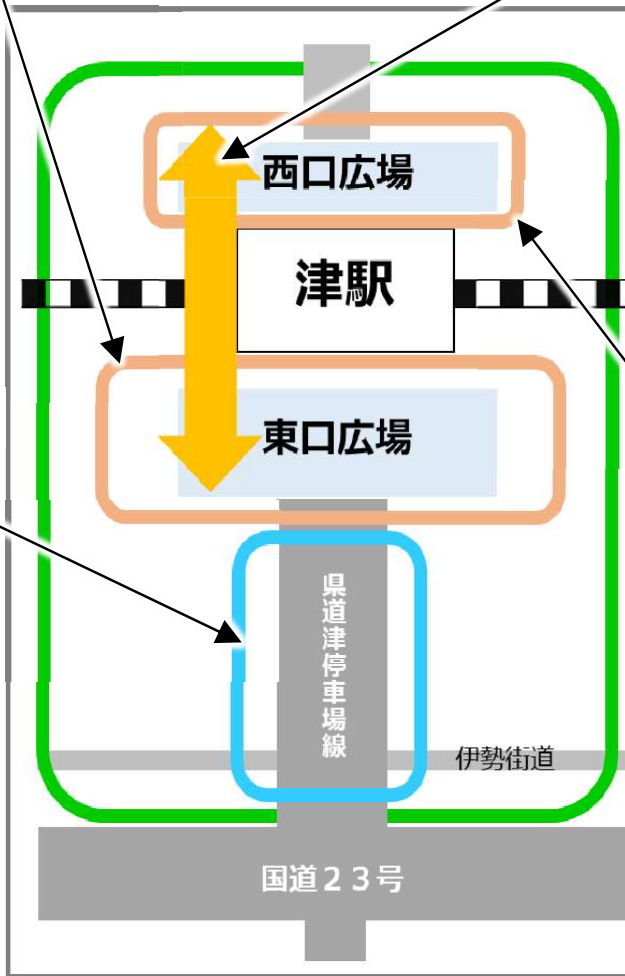


歩行者の賑わいや滞留の強化

- 県道と栄町公園を使用し、面的な賑わいの創出の取組を実施（キッチンカー等の出店、テーブル等の配置）
- 東西連携や回遊性を高めるため、デジタルサイネージを駅周辺に設置



津駅周辺道路空間



東西自由通路

- 東西自由通路の事業主体が津市に決定
- 通路以外の機能強化に対する検討に着手



西口駅前広場の再編

- 津駅西口駅前広場エリアマネジメント会議を設立し、西口広場の配置計画を検討



西口エリアマネジメント会議の状況

令和6年度

道路空間再編

交通結節点の機能強化検討

県道津停車場線

津駅東口

東西連携

津駅西口

歩道空間拡張の
概略検討



出展：三宮中央通りまちづくり協議会

- 交通結節点の機能強化
 - ・ 課題・ニーズの把握（駅前広場の再構築の検討）
- 津駅周辺地区の基盤整備の概略検討
 - ・ 東西自由通路の概略検討
 - ・ 西口駅前広場周辺の施設整備の検討

津駅周辺地区の賑わい創出に向けた基盤整備のイメージを作成

令和7年度以降

施設配置や官民の事業区分など詳細を検討

まちづくりを踏まえた道路空間の再編検討を国・県・市の三者で進めます

(7) 審議会等の審議状況（令和5年11月22日～令和6年2月18日）

（県土整備部）

| | |
|-----------|---|
| 1 審議会等の名称 | 三重県公共事業評価審査委員会 |
| 2 開催年月日 | 令和5年12月15日 |
| 3 委員 | 委員長 岡島 賢治 副委員長 小野寺 一成 他4名 |
| 4 諮問事項 | 公共事業再評価実施事業 ・道路事業（主要地方道亀山白山線（3工区）） ・治山事業（東又谷） ・林道事業（三峰局ヶ岳線） ・林道事業（野又越線） ・林道事業（三和片川線） |
| 5 調査審議結果 | 再評価実施事業について、事業の継続が了承された。 |
| 6 備考 | |

| | |
|-----------|---|
| 1 審議会等の名称 | 三重県都市計画審議会 |
| 2 開催年月日 | 令和6年1月12日 |
| 3 委員 | 会長 浅野 純一郎 委員 仲林 真子 他20名 |
| 4 諮問事項 | 産業廃棄物処理施設の敷地の位置について （鈴鹿市内 産業廃棄物処理施設） |
| 5 調査審議結果 | 諮問事項について、原案どおり答申された。 |
| 6 備考 | |

| | |
|-----------|--------------------------------|
| 1 審議会等の名称 | 花とみどりの三重づくり推進会議 |
| 2 開催年月日 | 令和6年1月16日 |
| 3 委員 | 会長 三宅 諭 委員 鶴田 佳子 他12名 |
| 4 諮問事項 | 花とみどりの三重づくり基本計画（仮称）について |
| 5 調査審議結果 | 花とみどりの三重づくり基本計画（仮称）案について了解を得た。 |
| 6 備考 | |

| | |
|-----------|-------------------------|
| 1 審議会等の名称 | 三重県景観審議会 |
| 2 開催年月日 | 令和6年1月30日 |
| 3 委員 | 会長 三宅 諭 委員 岡田 博明 他7名 |
| 4 諮問事項 | なし |
| 5 調査審議結果 | 県の景観行政に係る取組状況等について報告した。 |
| 6 備考 | |

| | |
|-----------|-----------------------------|
| 1 審議会等の名称 | 三重県屋外広告物審議会 |
| 2 開催年月日 | 令和6年1月31日 |
| 3 委員 | 会長 松浦 健治郎 委員 木村 眞知子 他11名 |
| 4 諮問事項 | なし |
| 5 調査審議結果 | 県の屋外広告物行政に係る取組状況等について報告した。 |
| 6 備考 | |

| | |
|-----------|---|
| 1 審議会等の名称 | 三重県公共事業評価審査委員会 |
| 2 開催年月日 | 令和6年2月7日 |
| 3 委員 | 副委員長 小野寺 一成 委員 大野 研 他5名 |
| 4 諮問事項 | なし |
| 5 調査審議結果 | 令和5年度に開催された委員会における再評価の結果に対して、今後の対応方針を報告した。 |
| 6 備考 | 公共事業再評価実施事業 23事業 ・ 治山1事業、林道3事業、道路8事業、河川7事業、砂防1事業、海岸3事業 |